

後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者の皆さんに均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して個人ごとに決まります。その均等割と所得割の額・率（保険料）は各都道府県の広域連合で2年ごとに設定されます。

平成28年度の保険料

均等割額	42,480円
所得割額	住民税基礎控除(33万円)後の総所得額に8.54%を乗じた額

- ※保険料限度額は一人当たり年額57万円です。
- ※所得の少ない方や後期高齢者医療保険に加入する前日に被用者保険(社会保険・共済組合・健保組合)の被保険者だった方は軽減措置が受けられます。平成28年度の保険料額は平成27年中の所得に基づいて計算し、7月末までに通知します。
- ※自動的に預貯金口座から振替納付される「口座振替」が便利で安全です。最寄りの金融機関で手続きしてください。

短期被保険者証

特別な理由がなく保険料を滞納したままの方は、通常の被保険者証より有効期間の短いものが交付されます。交付の際には納付方法の相談を行います。保険料は期間内に納めましょう。

後期高齢者医療制度被保険者証

現在お使いの被保険者証(オレンジ色)の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(ミドリ色)は7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。有効期限切れのものは8月1日以降に返却してください(郵送可)。

※都合により住民登録を変更せずに転居されている方は、転送不可の簡易書留で郵送するため、届かない場合があります。保険年金課医療係まで送付先の住所をお知らせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

現在お使いの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き要件(住民税非課税)を満たしている方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

※同じ医療機関でひと月の窓口支払いが一定の金額でとどめられ、入院・外来の診療とも適用になります。認定証をお持ちでない方で要件(住民税非課税)を満たしている方が交付を受けるには申請が必要です。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者被保険者証 ②印鑑
- ③マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- ※通知カードの場合は、身分を確認できるものがが必要です。

問 保険年金課医療係 ☎355-6519
宮城県後期高齢者医療広域連合
☎266-1021、266-1026



国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新

現在お使いの「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。なお、8月以降も引き続き使用する場合は更新手続きが必要で、更新の受付は7月25日(月)からです。

手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証 ②旧認定証 ③印鑑 ④高齢受給者証(70歳～75歳未満の方)
- ⑤世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- ※通知カードの場合は、身分を確認できるものがが必要です。
- ⑥委任状(同一世帯の親族以外の方が手続きする場合)
- ※「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の発行には、世帯主と国民健康保険に加入している方全員の所得の申告が必要です。申告がお済みでない場合、正しい区分での発行ができない場合があります

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。また、一部負担金(窓口での支払金額)の割合が前年所得などにより変更になる場合もありますので、ご確認ください。

※社会保険などにご加入の方は、事業所または保険者に問い合わせください。

一部負担金等免除証明書

現在お使いの免除証明書の有効期限は7月31日です。8月1日から平成29年3月31日まで有効の免除証明書は、要件を満たしている方に7月末までに送付します。

問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503